

[閲覧に供するドキュメント等]

入札公告時点の標準共済システムの既存資産等のうち、情報セキュリティ等を考慮し、公開可能なものを閲覧に供する。

なお、これらのドキュメント等については、今後の検討によっては変更する場合もありうる。

【閲覧対象ドキュメント】

1. 標標準共済システム 設計資料（令和6年度『次期標準開発システム 設計・開発業務』の成果物(設計書等)）

以上